

【別紙】

**令和3年度 上野文化の杜新構想実行委員会事業実施の支援に関する委託業務
仕様書**

上野文化の杜新構想実行委員会は、下記の委託業務仕様により「令和3年度 上野文化の杜新構想実行委員会実施の支援に関する業務」を委託する。

1. 文化芸術の「国内および国際間エクスチェンジ・プラットフォーム」再創造事業の
企画・事業構築および実効性の検証に関わる支援業務

(1) 現在の国内外の広域文化芸術交流のトップノードであり、同時に、過去・現在・未来にわたる通時的な文化芸術集積のトップノードを形成している「上野文化の杜」が、整備し、果たすことが望まれる機能や役割などの検討・整理等を行う。

上記の検討・整理等にあたっては、上野文化の杜新構想実行委員会を構成する各館が固有に構想・計画し実行する事項を対象とするのではなく、各館によって構成される「上野文化の杜」を対象とするものであり、さらに各館が共通して共感し共有できる機能・役割等を果たすことのできる仕組み・仕掛けや活動等を企画検討することに留意する。

(2) 機能や役割等の検討・整理の成果に基づき、上野文化の杜のリ・ブランディングを行う。

※リ・ブランディングとは、既に構築された商品・サービス等のブランドを再構築・再定義し、更なる効果を発揮するブランドへ昇華させること。本事業においては、コロナ感染症禍などの強力な変化のバイアスを経験した後の時代における上野文化の杜の社会価値や顧客価値イメージ等を描き直す活動として位置付ける。

(3) 上記のリ・ブランディングの成果に基づき、上野文化の杜のブランドコードを作成し、コミュニケーションツール等のプロトタイプデザイン、一部ツールについては試作品の制作などを行う。

コミュニケーションツールについては、その項目や内容、および、リ・ブランディング成果を活用したモデル事業の企画、獲得する具体の成果・効果等を、後述する「3. 上野文化の杜ソーシャル・プロモーションメソッド開発事業」と連動して、検討・設定する。

2. 上野文化の杜新構想実行委員会の既設事業資産の実効性の高い用途開発事業の企画・事業構築およびモデル事業の試行に関わる支援業務

(1) これまでの上野文化の杜新構想実行委員会の活動において企画・実施されてきた様々な事業を対象とした分析・評価を行う。

(2) 上記の分析・評価に基づき適切な事業を抽出・設定し、社会価値や顧客価値の高い効果的な用途（活用方法等）を検討・企画してモデル事業として試行する。

ここで対象とする事業は、文化芸術領域における持続可能な運営を前提とした社会インフラ、あるいは、社会システムとして機能させることができるカテゴリーであることに重点を置いて選定する。

3. 上野文化の杜ソーシャル・プロモーションメソッド開発事業の企画・事業構築およびモデル事業の試行に関わる支援業務

(1) 上記の事業「1」および「2」で企画検討された内容を基軸として、上野文化の杜ブランドの広く国内外への普及展開のための「プロモーションメソッド」を検討・企画する。

本プロモーションメソッドは、今後の日本の文化芸術施設や諸活動の国内外を対象としたプロモーションのプロトタイプとして機能することのできる内容を確認することを目指すものとする。

(2) また、本業務においては、上野文化の杜が、国内外に向け文化芸術の創造発信拠点としてアピールしていくための「上野文化の杜のオウンドメディア等の媒体機能」を企画検討するものとし、当該機能の一部については、リ・ブランディングされた上野文化の杜ブランドの社会・市場における受容性の分析・評価のためのモデル事業を試行する。

(3) リ・ブランディングされた上野文化の杜ブランドの社会・市場におけるモデル事業の試行にあたっては、事業「2（1）」にある「これまでの上野文化の杜実行委員会が実施してきた様々な事業の分析・評価」による適切な事業項目の選択・抽出、あるいは、新たに企画されたモデル事業を、本プロモーションメソッドの実効性の検証素材として試行活用する。

【附記：本事業の企画提案にあたっての留意事項】

企画の検討・提案にあたっては、以下の事項に留意すること。

1. 本事業は、公共事業として広く一般に公開する事業であること。
2. 物販・飲食などの収益を得る事業項目は認められない。
3. 企業や団体等の協賛を得ることはできるが、当該の企業・団体等のプロモーション色が強い企画は認められない。